

道路占用許可条件

- 1 占用に関する工事を実施しようとするときは、竹原市長（以下「市長」という。）に届け出て必要な指示を受けること。工事を完了した時も同様とする。
- 2 占用に関する工事に着手しようとするときは、所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 3 占用工事及び占用期間中は、道路法、同法施行令、道路交通法、竹原市道路占用料徴収条例及び竹原市道路占用規則等の法令の規定並びに本許可内容を遵守すること。
- 4 工事現場には、さく又はおおい及び道路工事標識を設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、道路交通の危険防止のために必要な措置を講じること。
- 5 占用工事又は占用に起因して道路の構造又は第三者に障害を与えた場合は、占用者の負担において原状回復又は損害の賠償を行わなければならない。
- 6 道路に関する工事のため、道路法第71条第2項第1号による処分をなされた場合、何ら異議の申立て又は損害の補償等の請求はしないこと。
- 7 占用物件は、道路の構造保全上若しくは交通上又は公益上障害とならないよう申請者の負担において維持管理すること。なお、これらのことについて市長が指示したときは、その指示に従うこと。
- 8 許可書に記載されている内容及び条件に違反したときは許可を取り消し、道路を原状に回復させるよう指示することがある。
- 9 工事の施工に当たっては、交通に支障とならないよう留意し、工事標識等標示施設の設置について市長の指示を受けなければならない。
- 10 流末の処理は申請人が解決すること。
- 11 道路の掘削方法
 - (1) 他の占用物件に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 掘削箇所にはやり形を設けて、ていねいに掘削すること。
 - (3) 土質及び掘削の深さに応じて土留工を施すこと。
 - (4) 舗装道路の表層部分は、切断機で切り取り、舗装片は下層の土砂と区別して他の場所へ搬出すること。
 - (5) 掘削した土砂は交通に支障を及ぼさないよう掘坑の肩には堆積しないこと。
 - (6) 軟弱地盤又は湧水箇所にあつては、溜水又は湧水を排除しながら掘削するとともに排水先に注意すること。
 - (7) 道路を横断して掘削する場合においては、交通に著しく支障を及ぼさないよう部分的に掘削し、その部分に交通を妨げない措置を講じたのち他の部分を掘削すること。
 - (8) 人家に接近して道路を掘削する場合は、人の出入りを妨げない措置を講じること。
- 12 復旧方法（舗装復旧詳細図参照）
 - (1) 埋め戻しは、層厚20センチメートルごとにランマーその他の適当な締固機で十分締め固めて行うこと。軟弱地盤又は湧水箇所での埋め戻しは、溜水及び湧水を排除して行うこと。
 - (2) 土留工を取りはずす場合は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くものとし、崩壊のおそれのある箇所はその部分を埋め殺すこと。
 - (3) 舗装道路の仮復旧は、路床の仕上重量が1立方メートル当たり1.9トン以上となるよう締め固め、表層厚3センチメートル程度のれき青舗装で施行すること。
 - (4) 舗装道路の本復旧は、復旧の範囲を市長と占用者が立会のうえ決定し、復旧断面は市長が指示することによって施行すること。
 - (5) 舗装道路の本復旧は、表層の最低影響幅を0.3mとするが、実施において掘削部分の端から舗装の絶縁部分までの距離が1.2m以下となる場合全幅舗装復旧を行うこと。
- 13 占用物件を変更し、又は占用箇所に工作物を新設するときは施行10日前までに関係図面を添付のうえ道路占用許可申請書（変更）を提出し許可を受けなければならない。
- 14 工事が完了したとき又は仮復旧工事が完了したときに提出する完了届には、埋戻土の使用、転圧、舗装復旧及び竣工の状況がわかる写真を添付すること。なお、竣工写真には市指定のピンを路肩側に打設して撮影すること。
- 15 占用者は、工事完了検査の日から2箇年の間において、当該工事に起因して道路が損壊した場合には、市長の指示に従い、速やかに手直ししなければならない。
- 16 占用者は、当該占用物件の維持管理のため道路を掘削する必要がある場合は、別途道路占用許可申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。
- 17 占用を廃止しようとする場合は、あらかじめ占用廃止申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- 18 その他、市長が道路管理上必要に応じ指示したときは、すみやかにその支持に従うこと。
- 19 上記条件に違反したときは、この許可の全部又は一部を取消し占用者の責任と負担において現状復旧を命ずることがある。
- 20 不服申立の教示
この処分において不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定によって、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に竹原市長に対し異議の申立をすることができる。